

令和7年度の国民健康保険税

国民健康保険は、医療保険制度の1つとして、都道府県が市町村とともに運営をしています。

本年度も和歌山県は各市町村の被保険者数や医療費・所得水準を踏まえ、市町村ごとに国民健康保険事業費納付金を決定し、適切な税収を確保するための標準保険税率を提示しました。

加入者の高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費の増加により、国保を取り巻く環境がきびしくなる中、当市も提示された税率を参考に、本年度の国保運営に必要な財源を確保するため、保険税率の改定を実施しました。また、今まで所得情報及び徴収方法（特別徴収）が当初から正確に反映できない状況でしたので、その解消のため、普通徴収の納期を9期に変更しました。被保険者のみなさまにはご負担が増える場合もございますが、国保の安定運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、今回は地方税法等の税制改正を含んだ内容になっています。

●算定方法

国民健康保険税は、①「医療分」と②「支援金分」と③「介護分」の合算額になります。

①医療課税分	+	②後期高齢者支援金課税分	+	③介護課税分 (40歳～64歳)	=	国民健康保険税
--------	---	--------------	---	---------------------	---	---------

上記の合算額を世帯主の方に納税いただきます。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合（擬制世帯主といいます。）でも、世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は世帯主が納税義務者となり、納税通知書も世帯主に送付されます。

●税率等

県が示す標準保険税率を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付に必要な金額を基に、令和7年度の紀の川市国民健康保険税率を、下記のとおり改定します。

①医療分

区 分	改定前	改定後	計算の方法
所得割	8.0%	8.6%	加入者ごとに次の計算をして合算します。 〔（令和6年分総所得金額等－基礎控除）×8.6%〕
均等割	29,000 円	31,500 円	加入者数×31,500 円
平等割	20,500 円	22,000 円	1 世帯につき 22,000 円
賦課限度額	650,000 円	660,000 円	上記の合計が年税額になります。 合計が 660,000 円を超えたときは 660,000 円になります。

②支援金分

区 分	改定前	改定後	計算の方法
所得割	2.7%	2.7%	加入者ごとに次の計算をして合算します。 〔（令和6年分総所得金額等－基礎控除）×2.7%〕
均等割	9,500 円	10,000 円	加入者数×10,000 円
平等割	7,000 円	7,000 円	1 世帯につき 7,000 円
賦課限度額	240,000 円	260,000 円	上記の合計が年税額になります。 合計が 260,000 円を超えたときは 260,000 円になります。

③介護分（40歳以上64歳以下の方のみ）

区 分	改定前	改定後	計算の方法
所得割	2.4%	2.4%	該当する加入者ごとに次の計算をして合算します。 〔（令和6年分総所得金額等－基礎控除）×2.4%〕
均等割	10,500 円	10,500 円	該当する加入者数×10,500 円
平等割	5,500 円	5,500 円	1 世帯につき 5,500 円
賦課限度額	170,000 円	170,000 円	上記の合計が年税額になります。 合計が 170,000 円を超えたときは 170,000 円になります。

※年度の途中で75歳になられて国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行される方の分については、あらかじめ75歳になる前月分までを計算して納期数で割って課税しています。後期高齢者医療保険料と重複することはありません。

※年度の途中で65歳になられる方の介護分については、あらかじめ65歳になる前月分までを計算して納期数で割って課税しています。介護保険料と重複することはありません。

※基礎控除について

基礎控除は下記のとおりになります。

基礎控除	合計所得金額	控除額
	2,400万円以下の方	43万円
	2,400万円を超え、2,450万円以下の方	29万円
	2,450万円を超え、2,500万円以下の方	15万円
	2,500万円を超える方	0円（控除なし）

●所得割額における総所得金額等について

総所得金額等とは、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額、土地の譲渡等に係る事業所得の金額、土地・建物等に係る長期・短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得の金額（源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したものは除きます）、先物取引に係る譲渡所得の金額、条約適用利子等に係る利子所得等の金額の合計額です。

◎具体例は、下記のとおりです。

利子所得、配当所得、不動産所得、事業・その他の事業所得、給与所得、一時所得、雑所得、土地等の譲渡等に係る事業所得等の金額、土地建物等の短期・長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る譲渡所得の金額、条約適用利子等に係る利子所得等の金額、山林所得、青色事業専従者給与所得の金額、事業専従者給与所得の金額。

※退職所得（退職金を一時金として受け取る場合）は、総所得金額等には含みません。

◎国民健康保険税における所得割額の算定の際には、下記の控除が認められています。

純損失の繰越控除、青色事業専従者控除、事業専従者控除、長期・短期譲渡所得等の特別控除

◎下記の控除については、国民健康保険税における所得割額の算定の際には、認められていません。

雑損控除（繰越控除を含みます）、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、勤労学生控除、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除

●軽減措置

◎均等割と平等割の7割・5割・2割の軽減

賦課期日現在の前年の世帯総所得金額等（擬制世帯主を含む世帯主と世帯に属する被保険者等の合計）が、一定の基準以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。

7割・5割・2割の軽減を受けるには、収入の有無にかかわらず19歳以上の方（平成18年1月1日以前生まれ）は、必ず所得申告が必要です。

所得金額の区分		軽減割合
世帯主と世帯に属する被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計額	43万円 + 10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割軽減
	43万円 + （30.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者数の合計） + 10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割軽減
	43万円 + （56万円×被保険者数および特定同一世帯所属者数の合計） + 10万円×（給与所得者等の数－1）以下	2割軽減

※給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円を超える）と公的年金の支給（65歳未満は60万円を超える／65歳以上は125万円（15万円特別控除を含む）を超える）を受ける方のことです。

※賦課期日は4月1日（4月2日以降に納付義務が発生した場合はその日）です。

※納税通知書に記載されている「課税標準額」は基礎控除を控除した後の額になります。軽減判定所得については基礎控除を控除する前の額で判定します。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方のことです。

※軽減を判定する際の総所得金額等の注意点（所得割額の算定所得とは一部異なります）

- ・65歳以上（昭和35年1月1日以前生まれの方が対象）の公的年金を受給されている方は15万円を年金所得から控除した額で軽減判定を行います。
- ・土地等の譲渡所得については特別控除前の金額で軽減判定します。
- ・専従者給与は、支払者の所得金額として軽減判定します。

※令和7年度の税制改正による軽減対象者拡大

- ・5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を「29万5千円」から「30万5千円」に変更しました。
- ・2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を「54万5千円」から「56万円」に変更しました。

※未就学児（6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）に係る均等割が5割軽減されます。上記均等割及び平等割の軽減措置（7割軽減・5割軽減・2割軽減）をされている未就学児については、軽減措置後の均等割が5割軽減されます。申請の必要はありません。

●納期限について

普通徴収（口座振替・納付書）

令和7年度から普通徴収の納期を10期から9期に変更しました。7月から3月は毎月末日、12月は25日が納期限となります。（ただし当該日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）

令和7年度は下表のとおりです。

期別	納期限	期別	納期限
第1期	令和7年 7月 31日	第6期	令和7年12月 25日
第2期	令和7年 9月 1日	第7期	令和8年 2月 2日
第3期	令和7年 9月 30日	第8期	令和8年 3月 2日
第4期	令和7年10月 31日	第9期	令和8年 3月 31日
第5期	令和7年12月 1日		

特別徴収（年金天引き）

4月・6月・8月・10月・12月・2月の各年金支給時に天引き

●国民健康保険税の特別徴収（年金より天引きによる納付）

一定の条件を満たされた方は、年金より天引きとなる「特別徴収」で納付いただきます。

ただし、口座振替で納めていただいている方、またこれから口座振替で納めていただける方は申し出により特別徴収を中止することもできます。

◎特別徴収の対象となる方（以下のアからウ すべてにあてはまる方）

- ア 世帯の国民健康保険加入者が全員 65 歳以上 75 歳未満の世帯主（擬制世帯主は除く）
- イ 年額 18 万円以上の年金（担保に供していないものに限る）を受給している
- ウ 介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金（基本的に老齢基礎年金）受給額の 2 分の 1 を超えない・4 月から特別徴収の方（4 月・6 月・8 月は仮徴収、10 月・12 月・2 月は本徴収）
・10 月から特別徴収の方（7 月～9 月は従来どおりの納付方法、10 月・12 月・2 月は本徴収）

◎特別徴収を中止し口座振替により支払うことで、世帯の所得税・市県民税の負担が少なくなる場合があります。

納付した国民健康保険税は社会保険料控除の対象となりますが、特別徴収の場合は、年金受給者本人にしか社会保険料控除が適用されません。このため、口座振替と年金より天引きによる納付では、世帯の所得税と市県民税についてこれまでとは税負担額が変化する場合があります。

ただし、所得額や他の控除によっては変わらない場合もあります。

◎75歳に到達する年度は特別徴収が中止となりますのでご注意ください。

75歳になると後期高齢者制度に移行するため特別徴収が中止となり、移行までの国保税は普通徴収で納付いただきます。納付方法が変わりますので納め忘れにご注意ください。

●産前産後期間の国民健康保険税の軽減制度

出産する国民健康保険被保険者の所得割額と均等割額の産前産後期間分を減額

【対象となる方】 紀の川市の国民健康保険に加入していて、出産予定または出産する方

※出産とは、妊娠 8 5 日（4 か月）以上の分娩（早産・死産・流産・人工妊娠中絶を含む）

【対象期間】 出産予定日（出産日）の前月から 4 か月間、双子などの多胎妊娠の場合は出産予定日（出産日）の 3 か月前から 6 か月間

【届出方法】 出産予定日の 6 か月前から届出でき、出産後でも届出可能

母子健康手帳などに記載の出産予定日（出産日）とマイナンバーを確認できる書類を持参して届出してください。その際、母子健康手帳等の写しをいただきます。

●非自発的失業者の国民健康保険税の軽減制度

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方の保険税の軽減

【対象となる方】

- ・離職時点 65 歳未満の方で、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知に下記コードの記載がある方。

（1）雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）

〈確認方法〉「離職理由」欄が次のコード「11、12、21、22、31、32」

（2）雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

〈確認方法〉「離職理由」欄が次のコード「23、33、34」

- ・当市の非自発的失業軽減に関する申告書、および雇用保険受給資格者証の写しを提出された方。
- ・給与所得がゼロでない方。

【軽減内容】

- ・国民健康保険税の所得割を前年の**給与所得のみ**を30/100とみなして計算します。
- ・国民健康保険税の均等割・平等割の軽減、高額療養費、高額介護合算療養費、限度額認定証等の所得区分判定において該当者の**給与所得のみ**を30/100として算定します。

【軽減期間】

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は軽減でき、一度脱退し再度加入する場合において残っている期間があればその期間中は軽減できます。

【申請方法】

保険証と雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知及びマイナンバーを確認できるものを持参し、「国民健康保険特例対象被保険者等に係る申告書」を記入し提出してください。その際、雇用保険受給資格者証（受給資格通知）の写しをいただきます。オンラインで失業認定を受けた方はご自身で印刷してご持参ください。

- 病気や失業・倒産などで急に収入が減ってしまった場合や災害で家屋に大きな損害を受けた場合など、どうしても国民健康保険税を納付できなくなってしまった時は、滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

●旧被扶養者に対する減免制度

会社の健康保険などの被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより被扶養者だった65歳以上の方（旧被扶養者）が国民健康保険の被保険者となった場合、申請により下記の減免が受けられます。

- ・加入から2年を経過する月まで均等割を5割軽減（低所得による軽減に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。）
- ・当分の間、所得割は免除されます。
- ・旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、加入から2年を経過する月まで規定の割合で平等割を減額します。

●紀の川市に転入し国保加入された方について（令和7年1月1日に紀の川市の住民でなかった方）

転入前の市町村への所得照会により所得が判明した時点で所得割が賦課されますので、それ以降の納期から増額・減額されることがあります。

●審査請求について

送付させていただいた通知書に不服がある場合は、通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、紀の川市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、紀の川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（紀の川市長が被告の代表者となります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

●国保に関する異動届は、必ず14日以内に！！

<世帯主による届出の義務など>

就職、転勤、入学など、家族の中で国保の資格に変更はありませんか？

国保への加入や脱退、または世帯の分離や合併など異動のある場合は、事実が発生してから必ず14日以内に、世帯主が国保年金課、各支所または鞆淵出張所へ届出なければなりません。

●任意継続制度をご存知ですか？

一定期間勤めていた会社を退職した場合、それまで加入していた健康保険を退職の翌日から2年間、任意で継続できる制度があります。

「任意継続制度」は、退職から20日以内に届けなければならないなど、健康保険の種類によって取り決めがあります。詳しくは、加入している健康保険の事務所にお問い合わせ下さい。